議案第１６８号

上越市雁（がん）木通りプラザ条例の一部改正について

上越市雁（がん）木通りプラザ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市雁（がん）木通りプラザ条例の一部を改正する条例

上越市雁（がん）木通りプラザ条例（平成１１年上越市条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表第１多目的ホールの項中「７００円」を「８４０円」に改め、同表和室（４８畳）の項中「３４０円」を「４１０円」に改め、同表和室（６畳）の項中「１００円」を「１２０円」に改める。

別表第２市民サロンの項中「５２０円」を「６３０円」に改め、同表屋上庭園及び公園の項中「５０円」を「６０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表第１及び別表第２の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。